

深谷市三世代同居・近居支援事業助成金 提出書類一覧表

<申請時（※住替え前）>

1 必ず必要となる書類

チェック欄	No.	必要書類	説 明
	1	申請書	・記入例を参考に記入してください ・<u>住民票異動日の前日までに提出してください</u>
	2	親世帯の世帯全員の住民票	・3か月以内のもの（原本。コピー不可） ・世帯主との続柄の記載があるもの
	3	子世帯と親世帯の親子関係が分かる戸籍謄本など	・3か月以内のもの（原本。コピー不可） ・親子関係にある親または子の戸籍謄本等
	4	お住まいの市区町村の税を滞納していない証明	・3か月以内のもの（原本。コピー不可） ・申請者本人分 ※お住まいの市区町村により、名称は異なります ※「課税証明書」は不可
	5	引越し費用の見積書	・コピー可 ※引越し費用の見積書は、引越し業者が発行したもので、引越し先、引越し予定日、費用の内訳が分かるものに限り（レンタカー代等の見積書は不可）

2 該当する場合、必要となる書類

チェック欄	No.	必要書類	説 明
	6	小学生以下の子どもはいないが、出産予定の場合 出産予定であることが分かる書類	・母子健康手帳のコピー（表紙及び出産予定日が分かるページ）
	7	住替え後の住宅が親世帯と異なる小学校区だが、直線距離で1.2km以内の場合 住替え後の子世帯の住宅と親世帯の住宅の所在地に印をつけた地図など	・子世帯の住宅と親世帯の住宅の距離や縮尺等が分かるように記載されたもの

※記載内容に訂正がある場合は、二重線で訂正したうえ、訂正印を押してください（訂正印を押す場合は、助成金交付請求書に押すものと同じ印としてください）。

※上記のほか、市長が特に必要があると認める書類を提出いただく場合があります。

※引越しが完了した後（住民票を異動した日以降）の申請は、助成の対象になりません。

※郵便事情等により申請書類が届かない場合は、申請したことにはなりません。

心配な場合は、持参または簡易書留をご利用ください。

<引越し完了後（※住民票の異動後）>

チェック欄	No.	必要書類	説 明
	1	住替え完了報告書兼助成金交付申請書	・記入例を参考に記入してください ・住民票異動後1ヶ月以内に提出してください
	2	住替え後の子世帯の世帯全員の住民票	・世帯主との続柄の記載があるもの（原本。コピー不可）
	3	助成対象費用の領収証 ※領収印の押されたもの ※助成対象費用の内訳が分かるもの ※「確認書」「請求書」などは不可 ※引越し業者とは別の業者（電器業者等）に支払った領収証については不可	【助成対象費用】 ・引越し業者に支払う費用（引越し運送費用、荷造り、エアコンの取外しや取付け、ゴミなどの不用品処理等の費用） ・<u>コピー可</u>

<交付決定後（※確定通知後）>

チェック欄	No.	必要書類	説 明
	1	助成金交付請求書	・<u>印鑑を押してください（認印可）</u> ・確定通知書の受領後、速やかに提出してください
	2	通帳の写し	・支店名や口座番号等が分かるページの写し ・口座名義人は申請者と同一名義としてください

※記載内容に訂正がある場合は、二重線で訂正したうえ、訂正印を押してください（訂正印を押す場合は、助成金交付請求書に押すものと同じ印としてください）。

※上記のほか、市長が特に必要があると認める書類を提出いただく場合があります。

※郵便事情等により申請書等が届かない場合は、申請したことにはなりません。

心配な場合は、持参または簡易書留をご利用ください。